

熊本県公報

第 1 1 5 2 5 号
平成 19 年 3 月 14 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- "……………(") 1
- 熊本県税証紙代金収納計器の指定事項の変更……………(税 務 課) 2
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の
一部を改正する要領……………(管理調達課) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- "……………(") 3
- 道路の供用開始……………(") 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課) 4
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 4
- 特定計量器定期検査の実施……………(商工政策課) 4
- "……………(") 5

公 告

- 緑川水系木部川河川整備計画の公表……………(河 川 課) 5
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 6
- "……………(") 6
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 6
- "……………(") 6
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課) 7
- 道路の位置指定……………(建 築 課) 7
- "……………(") 7
- "……………(") 7
- 熊本県知事部局公用車任意保険契約の一般競争入札……………(人 事 課) 7
- 地籍調査成果の認証……………(農村整備課) 9
- 争議行為予告……………(労働雇用総室) 10
- 平成 19 年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務 (一般競争
入札)……………(環境保全課) 10
- 平成 19 年度大気汚染常時監視に附帯する業務 (一般競争入札)……………(") 13
- 水俣都市計画道路の変更……………(都市計画課) 15
- 平成 18 年度くまもとアートポリス推進検討委員会の開催……………(建 築 課) 15
- 平成 18 年度くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会の開催……………(健康づくり推進課) 15
- 上益城地域保健医療推進協議会開催……………(医療政策総室) 16
- 平成 18 年度第 2 回熊本県保健医療推進協議会開催……………(") 16
- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………(警察本部警務課) 16

告 示

熊本県告示第 224 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
東佑 阿蘇郡西原村小森 762 番地 3	株式会社東佑	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 225 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
しみず 熊本市清水亀井町 1 番地 26	医療法人社団起幸会	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 226 号

昭和 49 年 4 月 1 日熊本県告示第 291 号の 11（熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 号中「ピツニーボウズ E500CT 型 905021 号」を「ピツニーボウズ E500CT 型 905083 号」に、「ピツニーボウズ E500CT 型 905022 号」を「ピツニーボウズ E500CT 型 905136 号」に改める。

熊本県告示第 227 号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年告示第 811 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改める。

附 則

この要領は、平成 19 年 3 月 14 日から施行する。

熊本県告示第 228 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	越小場湯 浦線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山	前	6.1	129.0	単道改
		554 番 1 地先から	後	9.9		
		同所	前	8.7	128.5	
		836 番 2 地先まで	後	20.1		
同所	葦北郡芦北町大字古石字筆坂	前	4.5	157.3		
	839 番 2 地先から	後	12.0			
		504 番 1 地先まで	前	6.8	157.0	
			後	17.8		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 14 日

熊本県告示第 229 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	芦北坂本 線	葦北郡芦北町大字花岡字宇土 1 番 8 地先から 同町大字宮浦字大丸 543 番 1 地先まで	前	4.6 ～ 13.5	1,758.3	単道改
		葦北郡芦北町大字花岡字宇土 1 番 8 地先から 同町大字宮浦字大丸 543 番 1 地先まで	後	4.6 ～ 13.5	1,758.3	
		葦北郡芦北町大字宮浦字宮ノ前 15 番 4 地先から 同町大字宮浦字小ヶ倉 238 番 2 地先まで	後	10.9 ～ 25.9	824.5	
主要 地方 道	水俣田浦 線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4694 番 3 地先から 同所 4762 番 1 地先まで	前	16.3 ～ 22.5	114.0	単橋改
		葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4752 番 5 地先から 同郡芦北町大字女島字塘田 253 番 7 地先まで	後	17.0 ～ 24.8	114.0	
		葦北郡津奈木町大字福浜字赤崎 616 番 2 地先から 同町大字福浜字平生 2548 番 3 地先まで	前	5.3 ～ 7.4	56.5	
		葦北郡津奈木町大字福浜字赤崎 616 番 2 地先から 同町大字福浜字平生 2548 番 3 地先まで	後	9.0 ～ 14.2	52.3	
一般 県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字村下 1610 番 14 地先から 同町大字小田浦字外平	前	5.2 ～ 13.5	575.9	単道改
		葦北郡芦北町大字小田浦字村下 1610 番 14 地先から 同町大字小田浦字外平	後	5.2 ～ 13.5	575.9	
		葦北郡芦北町大字小田浦字村下 1610 番 14 地先から 同町大字小田浦字外平	後	9.0		

		3376 番 1 地先まで	~ 27.8	617.7	
--	--	---------------	-----------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 14 日

熊本県告示第 230 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字筆坂	157.0	単道改
		839 番 2 地先から 同所 540 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 19 日

熊本県告示第 231 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 19 年 3 月 7 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種別	題名	推奨理由
推奨映画	バッテリー（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第 232 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字小野 1343 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小野 1343 の 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 233 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

検査区域	対象となる特定計量器	検査期間

山鹿市、鹿本郡、天草市、上天草市、天草郡、荒尾市、玉名市、玉名郡、阿蘇市、阿蘇郡、菊池市、合志市及び菊池郡

非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 234 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、山鹿市、鹿本郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。
平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
植木町	平成 19 年 4 月 17 日	午前 10 時から正午まで	JA かもと 田底支所	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
植木町	平成 19 年 4 月 17 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	JA かもと 桜井支所	
植木町	平成 19 年 4 月 18 日	午前 10 時から午後 3 時まで	植木町役場	
山鹿市	平成 19 年 4 月 19 日	午前 10 時半から正午まで	JA かもと 岳間支所	
山鹿市	平成 19 年 4 月 19 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	JA かもと 岩野支所	
山鹿市	平成 19 年 4 月 20 日	午前 10 時から午後 3 時まで	山鹿市 菊鹿総合支所	
山鹿市	平成 19 年 4 月 23 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA かもと 鹿本支所	
山鹿市	平成 19 年 4 月 24 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA かもと 米野岳支所	
山鹿市	平成 19 年 4 月 25 日	午前 10 時から午後 3 時まで	山鹿市役所	
山鹿市	平成 19 年 4 月 26 日	午前 10 時から午後 3 時まで	山鹿市役所	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 19 年 4 月 16 日から平成 19 年 4 月 26 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

公 告

熊本県公告第 220 号

次の河川に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 河川名 一級河川緑川水系木部川
- 河川整備計画の公表場所
熊本県土木部河川課、熊本県熊本土木事務所工務第二課、熊本市都市整備局下水道部河川課
- 公表期間
平成 19 年 3 月 14 日から

熊本県公告第 221 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市上平山小福毛 1006 番 1、同 1007 番、同 1018 番 1 及び同 1020 番
2,552.64 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

熊本県公告第 222 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町松橋字浜田 199 番 1、同 200 番及び同 210 番 1
3,299.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市清水 4501 番地 1
株式会社コメリ

熊本県公告第 223 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 2 月 22 日
- 2 名称
特定非営利活動法人水俣維新の会
- 3 代表者の氏名
嶋中 末雄
- 4 主たる事務所の所在地
水俣市浜 4082 番地 5 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子供・お年寄りを含む地域住民に対し、健康である有難さ・健康を維持する大切さを認識してもらう為に健康教室・予防医学教室などの各種健康啓発事業を行うと共に高齢者の負担となっているゴミの分別・ゴミだしをサポートする高齢者いたわり事業を行う。さらに世代間交流を活発にしお互いを思いやる心を育てる為に河川清掃・美化運動などを世代を縦断して行う世代縦断型環境ボランティア事業を目的と併せて NPO 並びに町内会・婦人会・子ども会などと協働しながら行う為に交流会事業を行う。

熊本県公告第 224 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 3 月 2 日
- 2 名称
NPO 法人菊池るねさんす
- 3 代表者の氏名
宮川 健一郎
- 4 主たる事務所の所在地
菊池市木柑子 441 番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まですべての県民に対して、食育や子育て支援及び健康づくりに関する事業を行い、豊かな感性や思いやり、いたわりの心と、生きる力を育み、誰もが心身ともに健やかで幸せな生活を営むことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 225 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営末広地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営末広地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 15 日から平成 19 年 4 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 226 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字東阿高 1044 番地 5
- 2 築造者の氏名 芦田英則
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字東阿高字花見坂 1101 番 5 及び同 1101 番 6
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 34.50 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 28 日
- 7 指定番号 宇城景建第 52 号

熊本県公告第 227 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 天草市本渡町広瀬 1226 番地 2
- 2 築造者の氏名 金子松市
- 3 道路の位置 天草市本渡町広瀬字野田 1644 番 1
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 87.03 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 3 月 1 日
- 7 指定番号 天草企調第 21 号

熊本県公告第 228 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池市野間口 545 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社カジワラ
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字南楽善 244 番 1
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.50 メートルまで
- 5 道路の延長 27.60 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 3 月 2 日
- 7 指定番号 菊池景建第 70 号

熊本県公告第 229 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
熊本県知事部局公用車任意保険契約
 - (2) 契約内容

- 熊本県知事部局の所有する公用車両 646 台に対する自動車任意保険契約
- (3) 契約期間
平成 19 年 4 月 22 日から平成 20 年 4 月 22 日まで
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
(2) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者
(3) 熊本県内に本店又は支店（本社又は支社、営業所を含む。）を 2 店舗以上有し、かつ、1 店舗を熊本市内に、1 店舗以上を熊本市以外に有する者
(4) 県税を完納している者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
- (1) 申請の方法
熊本県が指定する競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により別記に掲げる場所に、直接又は郵送（書留郵便により、平成 19 年 3 月 27 日までに必着）により提出するものとする。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (2) 申請書等の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県総務部人事課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2052
- (3) 申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 26 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、入札日の前日までに郵送で通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 19 年 4 月 27 日（金）までとする。
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
熊本県総務部人事課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2052
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 26 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 の（1）に記載のとおり
- (3) 入札説明会の開催
- ア 日時
平成 19 年 3 月 23 日（金） 午後 1 時
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 4 階 人事課分室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 4 月 4 日（水） 午前 11 時
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 4 階 人事課分室
- (5) 入札書の提出方法
4 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 の（1）記載の場所に平成 19 年 4 月 3 日（火）の正午までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県総務部人事課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2052
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の（4）記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 - 設定しない。
- (6) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約金額の 100 分の 10 以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 か年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) 契約書作成の要否
 - 要
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県公告第 230 号

宇土市ほか 6 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
宇土市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	戸口町の全部	地籍図 ・地籍簿	平成 19 年 3 月 6 日
宇土市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	長浜町の一部		
宇城市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	三角町波多の一部		
菊池市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	隈府の一部		
菊池市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	四町分の一部		
菊池市	平成 16 年度から平成 18 年度まで	旭志麓の一部		

菊池市	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	旭志麓の一部		
植木町	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	大字豊田の一部		
あさぎり町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	深田の一部		
山江村	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字山田の一部		
五木村	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	甲、乙、丙の各一部		

熊本県公告第 231 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成 19 年 3 月 6 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
次の要求内容の完全獲得
 - (1) 一方的労働協約破棄について協定書通り直ちに交渉を再開すること
 - (2) 健康保健病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること
 - (3) 人員確保を早急に行い、休診、休床を早期再開すること
 - (4) 増員・賃金・労働条件の改善
 - (5) 臨時職員に関する要求
 - (6) 患者サービス向上に関する要求
 - (7) 施設・設備の改善に関する要求
 - (8) その他の要求
- 2 争議行為の日時
平成 19 年 3 月 17 日午前 0 時以降から本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の種類
健康保険八代総合病院の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第 232 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 19 年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「環境関係測定機器保守」の取扱業種「大気汚染観測機器」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県における産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証を有していること。
 - (6) 業務遂行上必要な設備・機器（試薬調整用設備、乾式測定器調整用希釈装置等）を有していること。
 - (7) 環境大気常時監視測定機維持管理講習等の修了証を有している人員が確保されていること。
 - (8) 特定計量器修理事業（濃度計 1. 2. 3 類）資格を有すること。
 - (9) 測定機器に突発的な障害が発生した場合、迅速に対応できる機動性（代替機及び代替部品等を含む。）を有すること。
 - (10) 測定機器（特に大気環境測定機）の保守点検業務歴が豊富であること。
 - (11) 各測定機メーカーの保守点検ができること。特に DKK 製の測定機（GRH-76M、GFS-256、DUB-12、DUB-222、GPH-74M、GLN-154、GLN-254、GXH-73M、GUX-153、GXH-103）及び小笠原計器製作所製の機器（C-W154）の保守点検についての十分な知識及び技術を有すること。
 - (12) 当業務を第三者に委託することなく遂行できること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
096-333-2581 ダイヤルイン
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申請書を提出し、競争入札参加の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加確認結果の通知
入札参加確認の結果は、確認結果通知書等により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2269
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間

- 平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 3 月 26 日 午後 1 時
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) の記載の場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書の作成の要否
要
イ 契約締結の期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 233 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 19 年度大気汚染常時監視に附帯する業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度大気汚染常時監視に附帯する業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「情報処理業務」の取扱業種「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
096-333-2581 ダイヤルイン
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申請書を提出し、競争入札参加の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加確認結果の通知
入札参加確認の結果は、確認結果通知書等により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話番号 096-333-2269
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
ア 交付期間
平成 19 年 3 月 14 日（水）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 3 月 26 日 午前 9 時 30 分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室
- (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 契約の締結
ア 契約書の作成の要否
要
イ 契約締結の期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と

- この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 234 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画道路 袋インター線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 235 号

平成 18 年度くまもとアートポリス推進検討委員会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 15 日（木）午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1
熊本県庁行政棟新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題
(1) 「建築展 2008」について
(2) アートポリスの今後の進め方について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県土木部建築課アートポリス・UD 班
(電話 096-333-2537)

登載依頼**平成 18 年度くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会公告第 1 号**

平成 18 年度くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 14 日

くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 20 日（火）
午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 8 階 職員研修室
- 3 議題
(1) 医療制度改革における今後の生活習慣病対策について
(2) くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会要項の改正について
(3) くまもと 21 ヘルスプランの中間評価に向けた調査結果及び成果物について
(4) 今年度地域・職域連携推進協議会の取組について
(5) 今後の取組及びタイムスケジュールについて
(6) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人

- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画・栄養班
 (電話 096-333-2208)

上益城地域保健医療推進協議会公告第 2 号

上益城地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 3 月 14 日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
 平成 19 年 3 月 27 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
 熊本県上益城地域振興局 3 階大会議室 (上益城郡御船町辺田見 396 の 1)
- 3 議題
 (1) 上益城地域保健医療計画について
 ア 第 4 次保健医療計画の進捗状況について
 イ 第 5 次保健医療計画の策定に係る地域計画検討部会の設置について
 (2) 救急医療専門部会 (健康危機管理推進会議) の実施報告
 (3) その他
- 4 傍聴者の定員
 10 人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
 (2) 傍聴の受け付けは原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県上益城郡御船町辺田見 400 番地
 上益城地域保健医療推進協議会事務局 (熊本県御船保健所総務企画課)
 (電話 096-282-0016)

熊本県保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 18 年度第 2 回熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県保健医療推進協議会会長 二 塚 信

- 1 開催日時
 平成 19 年 3 月 30 日 (金) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
 熊本県庁本館 13 階会議室 (熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号)
- 3 議題
 (1) 第 5 次保健医療計画策定状況について
 (2) 地域ケア整備構想について
 (3) 平成 19 年度の保健医療に関する主要事業について
 (4) その他
- 4 傍聴者の定員
 10 人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県保健医療推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部医療政策総室)
 (電話 096-333-2204)

熊本県公安委員会規則第 2 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 3 月 14 日

熊本県公安委員会委員長 武 藤 徳 子

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則 (平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号) の一部を次の

ように改正する。

第14条第11号中「他の部課」を「前号に掲げるもののほか、他」に改める。

第15条中「4課」を「5課」に、「捜査第一課」を「**刑事企画課**
捜査第一課」に改め、同条の次に

次の1条を加える。

(刑事企画課)

第15条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び調査に関すること。
- (2) 刑事法令一般の研究及び捜査の指導教養に関すること。
- (3) 捜査共助（国際捜査共助を除く。）に関すること。
- (4) 犯罪統計に関すること。
- (5) 通訳及び翻訳に関すること。
- (6) 部内の連絡及び調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

第16条各号を次のように改める。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
- (3) 窃盗犯の捜査に関すること。
- (4) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- (5) 過失犯の捜査に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。
- (7) 死体の検視に関すること。
- (8) 犯罪手口に関すること。

第18条第9号中「関すること」の次に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第26条第5号中「(運転免許試験課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第27条第4号を次のように改める。

- (4) 自動車教習所（指定自動車教習所を除く。）に関すること。

附 則

この規則は、平成19年3月22日から施行する。

